



水土里情報を活用した災害査定設計書の作成事例について紹介します。

(1/2)

今回紹介する団体: 水土里ネットみえ、津市、大台町、御浜町、紀宝町

取組概要

内容: 査定設計書の作成に水土里情報利活用促進事業で整備したデータを活用することで、被災前の水田面積の把握を大幅に簡素化。

経緯: ①災害査定において、農地復旧面積の計測は、田畑の実面積(水張面積)を実測することを原則としており、農地の流失や土砂の堆積等によって、被災前の形状が不明となった場合や、被災した筆数が多い場合には、現地測量及び図化等の作業が困難。

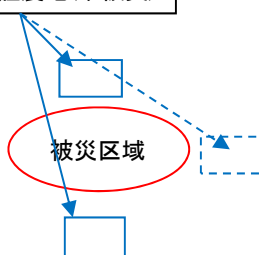
②平成23年7月: 災害査定における農地面積の計測に、事業で整備した航空写真の活用について管内の県土連から東海農政局に問合せ。

③平成23年8月: 農政局と財務局で協議した結果、過去に震災対策などで実績があることから使用には問題は無いが、精度の確認を行う必要があることから、当面は試行運用として活用。

④平成23年9月: 紀伊半島を中心に大きな被害をもたらした台風12号及び15号により被災した農地の査定設計書作成において、試行運用を実施。



検証農地(未被災)



【検証方法】

- ①精度の検証は、被災区域の周辺に位置する未被災農地の水張面積を実測し、図上求積した面積と比較。その誤差が数パーセント以下であることを確認。
- ②実測する未被災農地は、被災区域を中心に可能な限り対角になるよう2箇所以上(2筆以上/箇所)選定。

参考: 査定の簡素化を図るためには、実測農地は被災した複数筆に対し1筆とすることが望ましいが、試行初年度のため2筆以上として実施している。

期待される効果

農地地図情報のデジタルオルソ画像を基に作成されている農地筆の情報を活用することで、災害査定における被災前の形状把握や求積が容易となり、煩雑な現地測量及び図化等の作業軽減による簡素化が可能となる。



台風により被災した農地の状況



災害査定対象農地

今後の活用予定

平成23年度の試行運用の結果、24年度以降も引き続き試行運用されることとされた。今後もデジタルオルソ画像等を有効に活用することで、災害査定業務の簡素化を図る予定。

■お問い合わせ先

三重県土地改良事業団体連合会 事業部農地計画課 059-226-4824(代表)

農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室(横田、柳川) 03-6744-2201(直通)